

作業主任者に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年埼玉県教育委員会教育長訓令第1号。以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、作業主任者に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任)

第2条 規程第20条第2項の資格を有する者とは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第1の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者をいう。

2 規程第20条第3項に規定する報告は、教育総務部福利課長を経由して行うものとする。

(職務)

第3条 規程第21条に規定する職務とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 当該作業に従事する教職員を指揮すること。
 - (2) 当該作業に係る安全装置等の点検に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、特に統括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。
- 2 作業主任者は、所属長の指揮を受け、前項各号に掲げる職務を行う。
- 3 作業主任者は、教職員の健康の保持増進のため改善の必要があると認められる事項を発見した場合は、所属長に報告し、その指示を受けるものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、作業主任者に関し必要な事項は、統括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。